

交通事故で相手を負傷させた方へ

交通事故によってケガをして、保険で治療を受けたとき、国民健康保険及び後期高齢者医療は加害者（相手）に代わって一時立替払いをするだけで、後に国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の定めにより、保険者（大津市及び滋賀県後期高齢者医療広域連合）は加害者に対してその立替分を請求していくこととなります。

誓約書は民法上の受認義務の表明文書です。誓約事項を確認し記入の上、速やかに保険者窓口へ書類を提出してください。

1 誓約書

- ① 誓約書の住所、氏名、印鑑欄については、未成年者の場合、親権者（監督義務者）が記入してください。
- ② 保証人の住所、氏名、印鑑欄は、原則として生計を共にしていない第三者に記入してもらいますが、貴殿が雇われ人の立場にある場合（勤務中の事故、その他会社の車での事故等）は、雇い主が記入して下さい。
- ③ 加害者（運転者）欄は、誓約者と運転者が異なる場合のみ記入して下さい。

留意事項

- ・自賠責保険は被害者を救済するための保険であり、国民健康保険及び後期高齢者医療が加害者に代わって立替えた分を自賠責保険へ請求することによって、加害者が処罰をうけるとか、自動車保険の掛金が上がるといった不利益は発生しません。
- ・無保険車、または自賠責保険のみの加入で支払の限度額を超えた場合、誓約者の負担になる場合があります。
- ・誓約者は記載事項を確認のうえ記入して下さい。保険者と加害者との誓約文書ですので、誓約書記載事項は必ず守って下さい。

※ご不明な点は、大津市保険年金課へお問い合わせ下さい。